



新型コロナウイルス感染症拡大防止のため定時株主総会当日のご来場を見合わせ、書面又はインターネットにより議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

第100回 定時株主総会招集ご通知

開催日時 2022年6月24日（金曜日）
午前10時（受付開始 午前9時15分）

開催場所 神奈川県秦野市曾屋518番地
株式会社NITTAN 本社工場 大会議室

決議事項
第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 定款一部変更の件
第3号議案 取締役9名選任の件
第4号議案 監査役1名選任の件

目次

第100回定時株主総会招集ご通知	1
議決権行使方法のご案内	3
株主総会参考書類	4
事業報告	20
連結計算書類	41
計算書類	45
監査報告書	49

秦野市内を流れる水無川と桜並木



証券コード6493
2022年6月8日

株 主 各 位

神奈川県秦野市曾屋518番地
株式会社N I T T A N
代表取締役社長 金 原 利 道

第100回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第100回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますのでご通知申し上げます。

なお、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、株主様には可能な限り書面または電磁的方法による議決権の事前行使をお願いし、何卒ご理解を賜りたく存じます。また、株主総会にご出席される場合は、マスク着用などのご対応を謹んでお願い申し上げます。さらに、株主総会会場におきましても、感染予防のための措置を講じる場合がありますので、ご協力くださいますようお願い申し上げます。

書面または電磁的方法によって議決権をご行使いただく場合は、お手数をおかけいたしますが、後記の株主総会参考書類をご検討いただいたうえで、2022年6月23日（木曜日）午後5時20分までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2022年6月24日（金曜日）午前10時
2. 場 所 神奈川県秦野市曾屋518番地
株式会社N I T T A N 本社工場 大会議室
(裏面記載の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)
3. 株主総会の目的である事項
報告事項 1. 第100期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）事業報告および連結計算書類報告ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第100期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）計算書類報告の件
決議事項
第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 定款一部変更の件
第3号議案 取締役9名選任の件
第4号議案 監査役1名選任の件

以 上

お知らせ

- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎当社は、法令及び定款第15条の規定に基づき、次に掲げる事項をインターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.niv.co.jp/>) に掲載しておりますので、株主総会招集通知添付書類には記載していません。
 - ①連結計算書類の連結注記表②計算書類の個別注記表なお、株主総会招集通知添付書類に記載されている連結計算書類及び計算書類は、会計監査人及び監査役が会計監査報告及び監査報告を作成するに際して監査をした書類の一部であります。
- ◎株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載すべき事項を修正する必要がある場合は、修正後の事項を当社ホームページ (<https://www.niv.co.jp/>) に掲載いたしますのでご了承ください。

議決権行使方法のご案内



株主総会にご出席される方へ

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
株主総会当日は、資源節約のため、この「招集ご通知」をお持ちくださいますようお願い申し上げます。



書面（郵送）により議決権を行使される方へ

行使期限 2022年6月23日（木曜日） 午後5時20分到着分まで

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、行使期限までに到着するようご返送ください。



インターネットにより議決権を行使される方へ

行使期限 2022年6月23日（木曜日） 午後5時20分まで

当社の指定する議決権行使ウェブサイト(<https://www.web54.net>)にアクセスしていただき、行使期限までに賛否をご入力ください。

インターネットによる議決権行使のご案内

議決権行使のお取り扱いについて

- インターネットにより議決権を行使される場合は、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用になり、画面の案内に従って賛否をご入力ください。
- 複数回議決権を行使された場合は、当社に最後に到着したものを有効な議決権行使としてお取り扱いします。
- インターネットによる議決権行使と議決権行使書面が同日に到着した場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使としてお取り扱いします。

パスワードのお取り扱い

- パスワードは、ご投票される方が株主様ご本人であることを確認する手段です。印鑑や暗証番号と同様に大切に保管願います。
- パスワードは一定回数以上間違えるとロックされ使用できなくなります。パスワードの再発行を希望される場合は、画面の案内に従ってお手続きください。

議決権行使ウェブサイトのご利用について

- インターネットによる議決権行使は、当社の指定する上記の議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによつてのみ可能です。
- 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダ及び通信事業者の料金（接続料金等）は、株主様のご負担となります。

インターネットによる議決権行使についてのお問い合わせ先

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル

☎0120-652-031 受付時間 午前9時～午後9時

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

当社は、長期的な展望に立ち、企業体質の強化を図りながら、経営環境及び収益を勘案しつつ、可能な限りの配当を継続的に行うことを基本方針としております。当期の期末配当につきましては、当期の業績、今後の事業展開及び諸般の状況を総合的に勘案いたしまして以下のとおりといたしたいと存じます。

(1) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金6円 総額172,881,168円

(注) 中間配当を含めた当事業年度の年間配当は、1株につき金11円となります。

(2) 剰余金の配当が効力を生ずる日

2022年6月27日

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

- (1) 当社の今後の事業展開に備えるため、第2条（目的）に一部変更を加えるものであります。
- (2) 「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会参考書類等の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。
 - ① 変更案第15条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
 - ② 変更案第15条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
 - ③ 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定（現行定款第15条）は不要となるため、これを削除するものであります。
 - ④ 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線は変更箇所）

現 行 定 款	変 更 案
(目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。	(目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。
(1) (条文省略) (2) <u>自動車部品</u> の製造販売業 (3) ~ (5) (条文省略) (新設)	(1) (現行どおり) (2) <u>輸送用機器部品</u> の製造販売業 (3) ~ (5) (現行どおり) (6) <u>日用品雑貨およびスポーツ用品の製造販売業</u>
(6) (条文省略)	(7) (現行どおり)

(下線は変更箇所)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第15条 当社は、株主総会の招集に関し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>(新設)</p>	<p>(削除)</p> <p>(電子提供措置等)</p> <p>第15条 当社は、株主総会の招集に際し、<u>株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p>2. 当社は、<u>電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p>

(下線は変更箇所)

現 行 定 款	変 更 案
(新設)	(附則) 1. <u>変更前定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除および変更後定款第15条（電子提供措置等）の新設は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日（以下「施行日」という）から効力を生ずるものとする。</u> 2. <u>前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）はなお効力を有する。</u> 3. <u>本附則は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u>

第3号議案 取締役9名選任の件

取締役金原利道、李 太煥、大野 浩、井上文雄、桧村雅人、安藤輝明、鈴木隆司、栗原伸元、高橋幸一、石垣和男、熊平美香及び徳永健二郎の12氏は本定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役9名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名		当社における地位、担当及び重要な兼職の状況	取締役会出席状況(当事業年度)	取締役在任年数(本株主総会終結時)
1	金原利道	再任	代表取締役社長	14回/14回(100%)	15年
2	李太煥	再任	専務取締役 経営企画部門担当	14回/14回(100%)	11年
3	安藤輝明	再任	取締役執行役員 事業本部部門担当兼事業本部本部長	14回/14回(100%)	5年
4	鈴木隆司	再任	取締役 GMO(グローバルマネジメントオフィサー)兼海外統括部門担当	14回/14回(100%)	5年
5	栗原伸元	再任	取締役執行役員 営業統括部門担当兼営業統括部部长 兼第2営業部部长	14回/14回(100%)	2年
6	高橋幸一	再任	取締役執行役員 技術統括部門担当兼技術統括部統括部長	11回/11回(100%)	1年
7	石垣和男	再任	社外 独立 取締役	14回/14回(100%)	4年
8	熊平美香	再任	社外 独立 取締役 株式会社エイテックマヒラ 代表 取締役 一般財団法人クマヒラセキュリティ 財団代表理事 昭和女子大学ダイバーシティ推進機 構キャリアカレッジ 学院長 キューピー株式会社 社外監査役	12回/14回(85.7%)	3年
9	徳永健二郎	再任	社外 取締役 日本イトーン合同会社 ジャパン・ カントリー・コントローラー	10回/11回(90.9%)	1年

候補者番号

1

きん ばら とし みち
金 原 利 道

生年月日

1958年5月28日生

所有する当社の株式数

84,339株



再任

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1982年4月 当社入社
 2002年9月 当社営業統括部第1営業部長
 2004年3月 当社購買部長
 2007年6月 当社取締役
 2007年9月 当社総務担当兼購買部長
 2008年7月 当社経営企画室担当兼購買部長
 2009年6月 当社製造統括部長
 2010年6月 当社製造統括部長兼NPM推進本部長
 2011年1月 当社製造統括部長兼生産技術本部、NPM推進室担当
 2011年6月 当社常務取締役
 2011年6月 当社事務間接、製造統括管掌兼製造統括部部長
 2011年12月 当社事務間接管掌
 2014年4月 当社事務間接管掌兼生産技術担当
 2014年6月 当社専務取締役
 2015年6月 当社代表取締役社長（現任）
 2016年11月 当社事業本部本部長

取締役候補者とした理由

長年にわたり当社の営業、購買、総務などの事務間接部門において企業戦略や企業改革などに携わるほか、製造統括部門の指揮及び監督に携わるなど、当社の事業全体に精通し、その発展に寄与しております。また、2015年6月から代表取締役として当社グループの経営の指揮及び監督を行い力強いリーダーシップを発揮してまいりました。

引き続き、これまでの豊富な経験と実績を活かし、当社グループの企業価値向上への貢献を期待できることから、取締役候補者としました。

候補者番号

2

李

てーふ あん
太 煥

生年月日

1964年12月1日生

所有する当社の株式数

47,691株



再任

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

- 1989年 4月 起亜自動車株式会社入社
 1995年 3月 当社入社
 1995年 3月 当社韓国事務所長
 2007年 6月 当社営業統括部海外業務部長
 2011年 6月 当社取締役
 2011年 6月 当社営業統括部営業開発部部长
 2011年12月 当社営業統括部部长兼営業開発部部长
 2013年 4月 当社営業部門担当兼営業統括部部长
 2015年 6月 当社常務取締役
 2015年 6月 当社営業統括、総務部門担当
 2015年 7月 当社営業統括、総務、生産性革新部門担当
 2016年 2月 当社営業統括、総務、生産性革新部門担当兼グローバル・コンプライアンス責任者
 2016年 6月 当社常務取締役執行役員
 2016年11月 当社営業統括、総務、生産性革新部門担当兼事業本部副本部長兼グローバル・コンプライアンス責任者
 2016年12月 当社事務間接管掌兼営業統括、生産性革新部門担当兼事業本部副本部長兼グローバル・コンプライアンス責任者
 2017年 6月 当社事務間接管掌兼生産性革新部門担当兼事業本部副本部長兼グローバル・コンプライアンス責任者
 2019年 3月 当社経営企画部門担当（現任）
 2019年 6月 当社専務取締役執行役員
 2021年 6月 当社専務取締役（現任）

取締役候補者とした理由

長年にわたり当社グループの営業、海外事業及び事務間接部門に携わり、当社グループの事業拡大や企業改革へ寄与しております。また、2015年6月から常務取締役として当社グループの経営の指揮及び監督を行い、2019年6月からは、その経験をもとに、専務取締役として力強いリーダーシップを発揮しております。

引き続き、これまでの豊富な経験と実績を活かし、当社グループの企業価値向上への貢献を期待できることから、取締役候補者としました。

候補者番号

3

あん どう てる あき
安 藤 輝 明

生年月日

1963年6月9日生

所有する当社の株式数

33,598株



再任

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1986年4月 当社入社
 2005年12月 当社技術研究所第1技術開発部長
 2006年7月 当社技術統括部技術開発部長
 2007年6月 当社技術統括部製品開発部長
 2008年9月 ニッタン・グローバル・テック株式会社出向
 2008年9月 同社技術部長
 2010年1月 当社経営企画部海外統括室長
 2011年6月 当社海外統括室室長
 2013年3月 ニッタン・グローバル・テック株式会社出向
 2013年3月 同社副社長
 2014年3月 同社代表取締役社長
 2017年6月 当社取締役執行役員（現任）
 2017年6月 当社生産技術部門担当
 2019年3月 当社事業本部副本部長兼第2事業、生産技術部門担当
 2021年3月 当社事業本部部門担当兼事業本部本部長（現任）

取締役候補者とした理由

長年にわたり当社の技術開発や製品開発に携わるだけでなく、海外事業のマネジメントも行うなど当社グループの事業拡大へ寄与しております。また、2019年3月から事業本部副本部長、2021年3月から事業本部部門担当兼事業本部本部長として、製造部門の指揮及び監督に携わるなど幅広い経験と実績を有しております。引き続き、これまでの豊富な経験と実績を活かし、当社グループの企業価値向上への貢献を期待できることから、取締役候補者としてしました。

候補者番号

4

すず き りゅう じ
鈴 木 隆 司

生年月日

1964年12月24日生

所有する当社の株式数

21,854株



再任

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

- 1988年 4月 株式会社東陽コンピューターサービス入社
- 1992年 5月 当社入社
- 2012年 4月 当社営業統括部第1営業部部長
- 2015年 6月 当社営業統括部部长兼第1営業部部長
- 2017年 6月 当社取締役執行役員
- 2017年 6月 当社営業統括部門担当兼中空エンジンバルブ戦略副責任者
- 2018年 6月 当社取締役
- 2019年 3月 当社営業統括部門担当兼GMO（グローバルマネジメントオフィサー）（副担当）兼中空エンジンバルブプロジェクト（副担当）
- 2020年 6月 当社取締役執行役員
- 2020年 6月 当社GMO（グローバルマネジメントオフィサー）兼海外統括室担当
- 2021年 2月 当社GMO（グローバルマネジメントオフィサー）兼海外統括部門担当（現任）
- 2021年 6月 当社取締役（現任）

取締役候補者とした理由

長年にわたり当社の営業や海外事業に携わり、当社及び当社グループの営業部門において当社製品の販売拡大に寄与するなど、豊富な海外経験と営業領域における実績を有しております。また、2020年6月からGMO（グローバルマネジメントオフィサー）として、海外事業の統括や海外パートナーとの交渉窓口を担うなど幅広い経験と実績を有しております。

引き続き、これまでの豊富な経験と実績を活かし、当社グループの企業価値向上への貢献を期待できることから、取締役候補者としてしました。

候補者番号

5

くり はら よし もと
栗 原 伸 元

生年月日

1965年2月17日生

所有する当社の株式数

18,571株



再任

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1988年4月 株式会社明電舎入社
 1998年4月 日本イートン株式会社入社
 2008年9月 当社入社
 2012年4月 当社営業統括部第2 営業部部长
 2017年6月 当社営業統括部部长兼第1 営業部部长兼第2 営業部部长
 2018年3月 当社営業統括部部长兼第2 営業部部长
 2018年6月 当社執行役員
 2019年10月 当社営業統括部部长兼第1 営業部部长兼第2 営業部部长
 2020年6月 当社取締役執行役員（現任）
 2020年6月 当社営業統括部門担当兼営業統括部部长兼第1 営業部部长兼第2 営業部部长兼中空エンジンバルブプロジェクト（副担当）
 2021年3月 当社営業統括部門担当兼営業統括部部长兼第1 営業部部长兼第2 営業部部长
 2021年4月 当社営業統括部門担当兼営業統括部部长兼第2 営業部部长（現任）

取締役候補者とした理由

長年にわたり当社の営業に携わり、当社及び当社グループの営業部門において当社製品の販売拡大に寄与するなど、豊富な海外経験と営業領域における実績を有しております。また、2018年6月から執行役員、2020年6月からは取締役として、営業部門の指揮及び監督を行うなどのマネジメントにおける実績を有しております。

引き続き、これまでの豊富な経験、実績を活かし、当社グループの企業価値向上への貢献を期待できることから、取締役候補者としてしました。

候補者番号

6

たか はし こう いち
高 橋 幸 一

生年月日

1969年 8月12日生

所有する当社の株式数

7,778株



再任

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1992年 4月 当社入社
 2015年 2月 当社技術統括部第2 技術部部长
 2016年 4月 当社技術統括部技術開発部部长
 2018年 6月 当社執行役員
 2018年 6月 当社技術統括部部长兼技術開発部部长
 2018年 7月 当社技術統括部部长兼製品技術部部长
 2020年 4月 当社技術統括部部长兼信頼性検証部部长
 2020年 6月 当社技術統括部部长
 2021年 3月 当社技術統括部統括部部长
 2021年 6月 当社取締役執行役員（現任）
 2021年 6月 当社技術統括部門担当兼技術統括部統括部部长（現任）

取締役候補者とした理由

長年にわたり当社の技術開発や製品開発に携わり、当社独自技術の確立や新製品開発等に寄っております。また、2018年6月から執行役員、2021年6月から取締役として、当社の中長期戦略に基づく新商品開発をはじめとする幅広い領域で指揮及び監督を行っており、当社事業の拡大において実績を有しております。

引き続き、これまでの豊富な経験、実績を活かし、当社グループの企業価値向上への貢献を期待できることから、取締役候補者としてしました。

候補者番号

7

いし がき かず お
石 垣 和 男

生年月日

1952年4月30日生

所有する当社の株式数

6,500株



再任

社外

独立

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1978年4月 株式会社熊谷組入社
 2006年6月 同社取締役執行役員土木事業本部長
 2007年4月 同社常務取締役常務執行役員土木事業本部長
 2012年4月 同社専務取締役専務執行役員土木事業本部長
 2014年4月 同社代表取締役副社長執行役員副社長
 2017年7月 同社常任顧問
 2018年6月 当社取締役（現任）
 2018年7月 株式会社熊谷組社友（非常勤顧問）

(重要な兼職の状況)

該当なし

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

長年にわたり株式会社熊谷組において土木事業のトップとして蓄積してきた、マネジメントに関するノウハウを有しております。2018年6月から、その豊富な経験と幅広い見識をもとに、社外取締役として当社の経営全般に助言を頂き、その職責を十分に果たしております。また、2020年6月から指名及び報酬諮問委員会の委員長として、代表取締役社長の後継者計画や取締役、執行役員の指名手続き並びに報酬決定への適切な助言を行っております。引き続き、当社経営全般に助言を頂くことで、取締役会の意思決定機能及び監督機能の強化が期待できることから社外取締役候補者としました。また、上場企業の代表取締役として培った経営手腕や知見を当社の経営に発揮していただくことを期待しております。

候補者番号

8

くま ひら み か
熊 平 美 香

生年月日

1960年9月22日生

所有する当社の株式数

0株



再任

社外

独立

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1985年4月 株式会社熊平製作所入社
 1989年5月 同社 取締役
 1990年6月 株式会社東京クマヒラ常務取締役
 1993年4月 ザ・ベアー・グループInc. 代表取締役
 1997年4月 株式会社エイテッククマヒラ代表取締役（現任）
 2004年4月 カルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社取締役
 2009年4月 日本教育大学院大学学長
 2011年4月 一般財団法人クマヒラセキュリティ財団代表理事（現任）
 2014年4月 昭和女子大学ダイバーシティ推進機構キャリアカレッジ学院長（現任）
 2014年5月 公益財団法人AFS日本協会理事長
 2015年9月 一般社団法人21世紀学び研究所代表理事（現任）
 2019年6月 当社取締役（現任）
 2020年2月 キューピー株式会社社外監査役（現任）

(重要な兼職の状況)

株式会社エイテッククマヒラ 代表取締役
 一般財団法人クマヒラセキュリティ財団 代表理事
 昭和女子大学ダイバーシティ推進機構キャリアカレッジ 学院長
 一般社団法人21世紀学び研究所 代表理事
 キューピー株式会社 社外監査役

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

多くの企業・団体において役員を務められ、企業ビジョンの構築や企業変革に携わる等企業経営に関する豊富な経験と実績を有しております。また、ダイバーシティ推進、女性活躍支援に携わる等ダイバーシティに関する高い知見と豊富な経験を有しております。2020年6月から指名及び報酬諮問委員会の委員として、代表取締役社長の後継者計画や取締役、執行役員の名指し並びに報酬決定への適切な助言を行っております。

引き続き、当社の経営全般に助言を頂戴することで、当社の企業運営やダイバーシティ推進への貢献を期待できることから社外取締役候補者となりました。また、中長期方針を達成する上でも重要となる、人材開発や組織変革などの課題に対して助言をいただくことを期待しております。

候補者番号

9

とく なが けん じろう
徳 永 健 二 郎

生年月日

1966年9月20日生

所有する当社の株式数

0株



再任 社外

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1990年4月 株式会社日立製作所入社
 1999年8月 日本アイ・ビー・エム株式会社入社
 2005年8月 GEキャピタル・リーシング株式会社入社
 2006年8月 日本フィリップス株式会社入社
 2006年9月 NXPセミコンダクターズジャパン株式会社（現 NXPジャパン株式会社）入社
 2010年9月 アイ・エム・エス・ジャパン株式会社入社
 2011年5月 エイブリー・デニソン・ジャパン株式会社入社
 2015年8月 日本イトン合同会社入社
 2015年8月 同社ジャパン・カンントリー・コントローラー（現任）
 2021年6月 当社取締役（現任）

（重要な兼職の状況）

日本イトン合同会社ジャパン・カンントリー・コントローラー

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

長年にわたり日系グローバル企業や外資系企業の財務部門に在籍し、同部門の責任者として蓄積してきた会計やファイナンスに関する高い知見と豊富な経験を有しております。引き続き、海外展開をしている当社の経営全般に助言を頂戴することで、当社の今後のビジネス展開への貢献を期待できることから社外取締役候補者となりました。また多国籍企業出身者として、グローバルな視点による当社のグループ企業経営やガバナンス機能の強化等を果たしていただくことを期待しております。

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
 2. 石垣和男、熊平美香及び徳永健二郎の3氏は、社外取締役候補者であります。
 3. 石垣和男及び熊平美香の両氏につきましては、東京証券取引所に対し、同取引所の定める独立役員として届け出ております。
 4. 当社の社外取締役に就任してからの年数（本総会終結の時まで）
 石垣和男氏 4年
 熊平美香氏 3年
 徳永健二郎氏 1年
 5. 当社は、石垣和男、熊平美香及び徳永健二郎の3氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。各氏の再任が承認された場合、当社は各氏との間で上記責任限定契約を継続する予定であります。
 6. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結し、当該保険契約により被保険者が負担することになる、被保険者が会社の役員として業務につき行った行為に起因して、保険契約期間中に被保険者に対して損害賠償請求がなされたことにより被保険者が被る被害を填補することとしております。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。各候補者が取締役役に就任した場合、当該役員等賠償責任保険契約の被保険者に含まれることとなります。

第4号議案 監査役1名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって、監査役小関誠也氏が辞任により退任いたしますので、その補欠として、監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

いの うえ ふみ お
井 上 文 雄

生年月日

1961年1月30日生

所有する当社の株式数

73,631株



新任

略歴、地位及び重要な兼職の状況

1983年3月 当社入社
 2005年1月 PT.フェデラルニッタンインダストリーズ出向
 2007年4月 当社製造統括部山陽工場長
 2009年6月 当社取締役
 2009年6月 当社製造統括部副部長兼歯車VCP工場長
 2010年6月 当社営業担当
 2011年6月 当社営業統括部部长
 2011年12月 当社製造統括部部长
 2013年4月 当社製造部門担当兼製造統括部部长
 2015年6月 当社製造統括、購買部門担当兼製造統括部部长
 2016年6月 当社取締役執行役員（現任）
 2016年6月 当社製造統括部門担当兼製造統括部部长
 2016年11月 当社購買部門担当
 2019年3月 当社購買、生産性革新部門担当（現任）

監査役候補者とした理由

長年にわたり当社及び当社グループの製造部門に携わり、製造面における戦略や改革に貢献しております。また、海外子会社の取締役社長も経験、2016年11月からは、購買部門の指揮及び監督に携わるなど、当社事業に幅広く精通し、豊富な経験と実績を有しております。

これらの実績を踏まえ、取締役の職務の執行を適切に監査し、グローバルで当社のコーポレートガバナンスの強化及びコンプライアンスの維持・向上が期待されるため、監査役候補者としてしました。

- (注) 1. 井上文雄氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
 2. 井上文雄氏の選任が承認された場合は、当社は同氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。
 3. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結し、当該保険契約により被保険者が負担することになる、被保険者が会社の役員として業務につき行った行為に起因して、保険契約期間中に被保険者に対して損害賠償請求がなされたことにより被保険者が被る被害を填補することとしております。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。井上文雄氏の選任が承認された場合は、当該役員等賠償責任保険契約の被保険者に含まれることとなります。

以上

【ご参考】 第3号議案及び第4号議案が承認されたのちの経営体制（予定）

第3号議案及び第4号議案が原案どおり承認可決された場合、取締役会及び監査役会の体制は、本定時株主総会終了後の取締役会及び監査役会にて、次のとおりとなる予定であります。なお、取締役9名のうち、独立社外取締役2名、女性1名、外国人1名となる予定であります。

氏名	地位	社外	独立	主なスキル・経験領域								
				企業経営 経営戦略 DX	グローバル	技術開発 事業開拓	製造 生産技術	営業 調達	品質	財務 会計	人事 人材開発	法務・ コンプライアンス・ 内部統制・ リスクマネジメント
金原 利道	代表取締役会長			●	●	●	●	●			●	●
李 太煥	代表取締役社長			●	●	●		●				●
安藤 輝明	取締役			●	●	●	●	●	●			
鈴木 隆司	取締役				●			●				
栗原 伸元	取締役				●			●				
高橋 幸一	取締役					●			●			
石垣 和男	取締役	○	○	●		●	●	●	●		●	
熊平 美香	取締役	○	○	●	●	●					●	
徳永健二郎	取締役	○		●	●					●		●
菊地 浩二	常勤監査役			●		●		●				●
井上 文雄	監査役			●	●		●	●				
山田 章雄	監査役	○	○		●					●		●
工藤 光和	監査役	○	○	●				●		●		●

- (注) 1. 上記一覧表は、取締役及び監査役が有する全ての専門性と経験を表すものではありません。
2. 常勤監査役は本総会終了後の監査役会にて、代表取締役及び役付取締役はその後の取締役会にて決定いたします。

1 企業集団の現況に関する事項

① 事業の経過及びその成果

当連結会計年度における国内外の経済は、新型コロナウイルス感染症（以下、「感染症」）による厳しい状況が徐々に緩和され社会・経済活動が正常化に向かうなかで、持ち直しの傾向が次第に顕著となってきました。先行きにつきましても、更に加速していくことが期待されますが、感染症の動向に加え、原材料価格の高騰、そして為替や株価の変動影響等に留意する必要もあり、更に、ロシアのウクライナ侵攻による影響も懸念されることから予断を許さない状況です。

当社グループが最も影響を受ける自動車業界の市場におきましては、高い需要を維持しているものの世界的な半導体等の部品不足や感染症の影響によるサプライチェーンの混乱や生産調整は依然として続いており、本格的な回復に至っておりません。従いまして、先行きにつきましても、同様の注視と可能な限りの備えをしていく必要があります。

このような状況下、当社グループは、「基盤強化」、「永続的発展」、「企業風土改革」を柱とする経営方針を掲げ、国内外で競争力を高める施策や取り組みを積極的に展開してまいりました。また、当社グループのグローバル戦略である『N I T T A N チャレンジ10』につきましても、「既存事業の付加価値追求」と「新規事業化や商品化によるSDGs（持続可能な開発目標）への貢献」を具現化すべく、グループ一体となって鋭意推進しております。

当社グループの当連結会計年度の経営成績につきましても、感染症の影響が甚大であった前年度に比べ大幅な増収となりました。国内事業は、半導体等の部品不足及び感染症拡大による生産調整の影響や一部製品の生産拠点移管等の減収要因はありましたものの、感染症影響からの回復等により、前年度に比べ大幅な増収となりました。海外事業は、中国子会社の量産開始、感染症影響からの回復、為替換算の円安効果等により、前年度に比べ大幅な増収となりました。この結果、売上高は、386億69百万円（前年度比11.4%増）となりました。

損益面につきましても、原材料価格等の高騰に伴うコスト上昇影響により期初計画を下回る結果となったものの、国内事業の受注回復、中国子会社の生産安定化、為替換算の円安効果等により、営業利益・経常利益は前年度に比べそれぞれ大幅に増加し、営業利益19億63百万円（前年度比10,340.3%増）、経常利益21億6百万円（前年度比460.9%増）となりました。親会社株主に帰属する当期純利益は、期初計画では増益を見込んでおりましたが、今後の業績動向を踏まえた法人税等費用計上額の見直しや海外連結子会社の利益増加に伴う非支配株主に帰属する当期純利益の増加等より大幅に下振れし、前年度に比べ減益となる6億44百万円（前年度比3.8%減）となりました。

なお、第1四半期連結累計期間より、新たに中国に設立した日照艾斯琵汽車部件有限公司を持分法適用の関連会社としております。

事業セグメント別の概況は、次のとおりであります。

事業セグメント	売上高	前連結会計 年度比増減	営業利益又は 営業損失(△)	前連結会計 年度比増減	売上高 構成比
小型エンジンバルブ	30,567,763千円	12.1%	1,868,470千円	230.5%	75.1%
舶用部品	3,183,618千円	16.2%	89,464千円	—	7.8%
歯車	2,781,488千円	18.7%	△63,461千円	—	6.9%
P B W	1,262,455千円	8.9%	67,863千円	—	3.1%
その他	2,900,029千円	22.1%	△10,496千円	—	7.1%
合計	40,695,355千円	13.4%	1,951,840千円	—	100.0%

(注) その他の売上高2,900,029千円は、セグメント内部売上高、振替高2,025,463千円を含んでおります。セグメント内部売上高、振替高を含まない場合のその他の売上高は874,566千円(前年度比△27.5%)であります。事業セグメントの合計売上高は38,669,892千円(前年度比11.4%)、営業利益は1,963,707千円(前年度比10,340.3%)であります。

当連結会計年度のセグメント別の概況は、次のとおりであります。

なお、当連結会計年度より、報告セグメントの区分を変更しており、以下の前期比較については、前期の数値を変更後のセグメント区分に組み替えた数値で比較しております。

小型エンジンバルブ

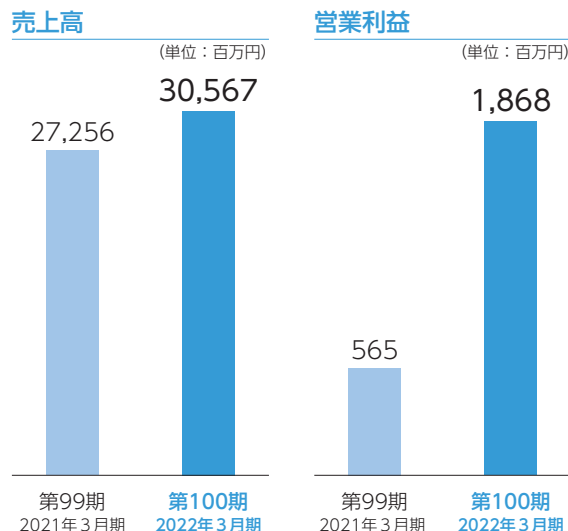
国内事業は、感染症影響からの回復等の増収要因はありましたものの、半導体等の部品不足等による生産調整の影響や中空エンジンバルブの生産拠点移管等により、四輪車用エンジンバルブは前年度に比べ減収となりました。二輪車用エンジンバルブは、生産調整の影響は一部でありましたものの感染症影響からの回復等により増収となりました。

海外事業は、生産調整の影響は一部でありましたものの、中国子会社における中空エンジンバルブの量産安定化、感染症影響からの回復、為替換算の円安効果等により、前年度に比べ大幅な増収となりました。

汎用エンジンバルブは、感染症影響からの回復等により船外機用製品、汎用製品の受注が増加し、前年度に比べ大幅な増収となりました。

当セグメントの損益面につきましては、国内外事業の受注回復、中国子会社の量産安定化、為替換算の円安効果等により、前年度に比べ大幅な増益となりました。

この結果、当セグメントの売上高は、305億67百万円(前年度比12.1%増)、セグメント利益(営業利益)は、18億68百万円(前年度比230.5%増)となりました。



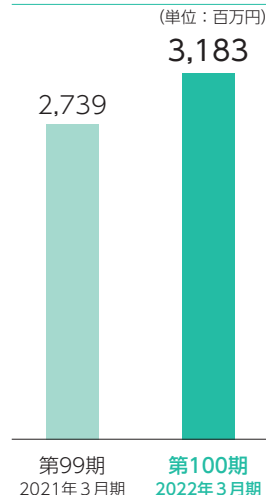
船用部品

船用部品につきましては、感染症影響からの回復等により海外顧客向けの船舶用補用製品の受注が大幅に増加し、国内顧客向け製品についても回復傾向にあることから、前年度に比べ増収となりました。

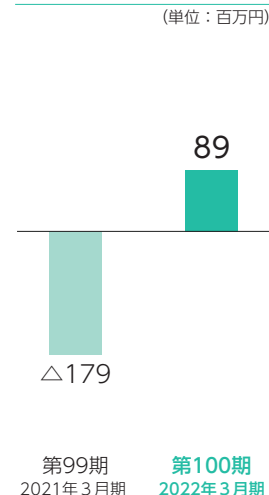
当セグメントの損益面につきましては、主力製品の受注回復やコスト削減及び価格改正等により利益計上に転じました。

この結果、当セグメントの売上高は、31億83百万円（前年度比16.2%増）、セグメント利益（営業利益）は、89百万円（前年度はセグメント損失（営業損失）1億79百万円）となりました。

売上高



営業利益



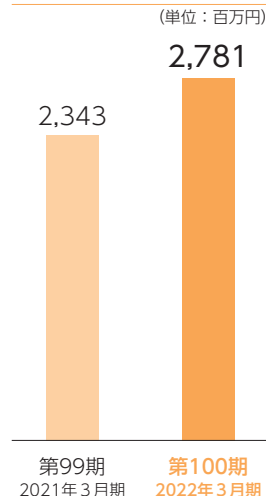
歯車

歯車につきましては、主要顧客の半導体等の部品不足等による生産調整の影響は一部でありましたものの、感染症影響からの回復等により自動車用製品の受注が大幅に増加し、産業機械用製品についても回復傾向にあることから、前年度に比べ増収となりました。

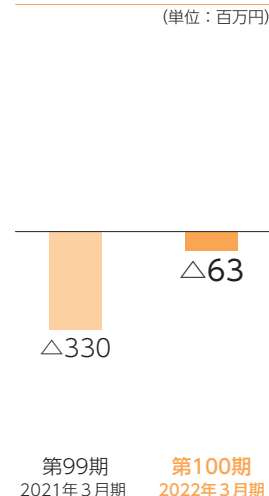
当セグメントの損益面につきましては、依然として受注変動が大きく、損失計上であるものの主力製品の受注回復やコスト削減等により損失幅が縮小しました。

この結果、当セグメントの売上高は、27億81百万円（前年度比18.7%増）、セグメント損失（営業損失）は、63百万円（前年度はセグメント損失（営業損失）3億30百万円）となりました。

売上高



営業利益



PBW

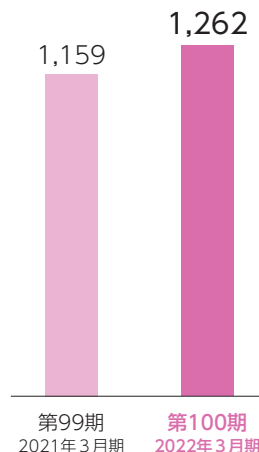
PBWにつきましては、顧客の半導体等の部品不足等による生産調整の影響は一部でありましたものの、感染症影響からの回復等により、前年度に比べ増収となりました。

当セグメントの損益面につきましては、受注数に見合った価格改正により利益計上に転じました。

この結果、当セグメントの売上高は、12億62百万円（前年度比8.9%増）、セグメント利益（営業利益）は、67百万円（前年度はセグメント損失（営業損失）79百万円）となりました。

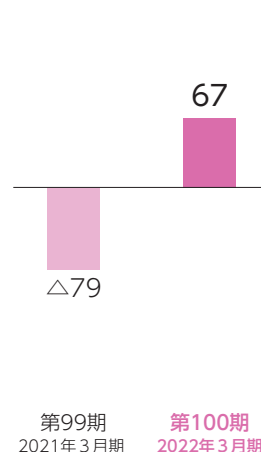
売上高

(単位：百万円)



営業利益

(単位：百万円)



その他

バルブリフターにつきましては、一部製品の転注等により前年度に比べ減収となりました。

可変動弁につきましては、量産終了に向けた補用品調整のため前年度に比べ増収となりました。

工作機械につきましては、グループ内部での取引が増加し増収となりました。

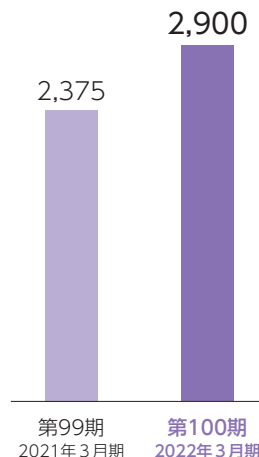
ロイヤルティーにつきましては、グループ内部での取引が増加し増収となりました。

農作物につきましては、販路拡大に鋭意取り組んでおりますが、感染症影響もあり減収となりました。

この結果、当セグメントの売上高は、29億円（前年度比22.1%増）、セグメント損失（営業損失）は、10百万円（前年度はセグメント損失（営業損失）45百万円）となりました。

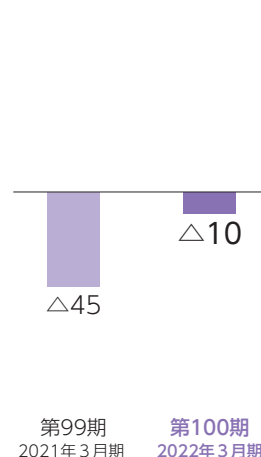
売上高

(単位：百万円)



営業利益

(単位：百万円)



② 設備投資等の状況

当連結会計年度に実施した設備投資の総額は32億69百万円であります。その主なものは、当社では秦野本社工場（神奈川県）の小型エンジンバルブ製造設備及び歯車製造設備、PBW製造設備の増設及び更新、合理化、堀山下工場（神奈川県）の船用エンジンバルブ製造設備の更新及び合理化並びに山陽工場（山口県）の小型エンジンバルブ製造設備の増設及び更新、合理化であります。

また、海外子会社においては、U.S.エンジンバルブ（パートナーシップ）（米国）、ニッタンタイランドCo., Ltd.（タイ）、広州日鍛汽門有限公司（中国広東省）、日照日鍛汽門有限公司（中国山東省）、ニッタンベトナムCo., Ltd.（ベトナム）においての小型エンジンバルブ製造設備の増設や更新及び合理化によるものであります。

③ 資金調達の状況

当連結会計年度において、設備投資資金として金融機関より11億66百万円を長期借入金で調達いたしました。

④ 対処すべき課題

当社グループを取り巻く事業環境、とりわけ当社グループがもっとも影響を受ける自動車業界につきましては、「100年に一度の大変革期」といわれる中で、より競争も激しさを増しております。各国政府が環境規制強化やカーボンニュートラルへの取り組みを次々と表明してきており、また当社の主要顧客となる自動車メーカーにおいては、電動化・BEV化の流れをより一層鮮明にしてきております。内燃機関に関わるサプライヤーにおいては、このような社会課題と自社の利益確保の両立を求められ、難しい舵取りを迫られております。

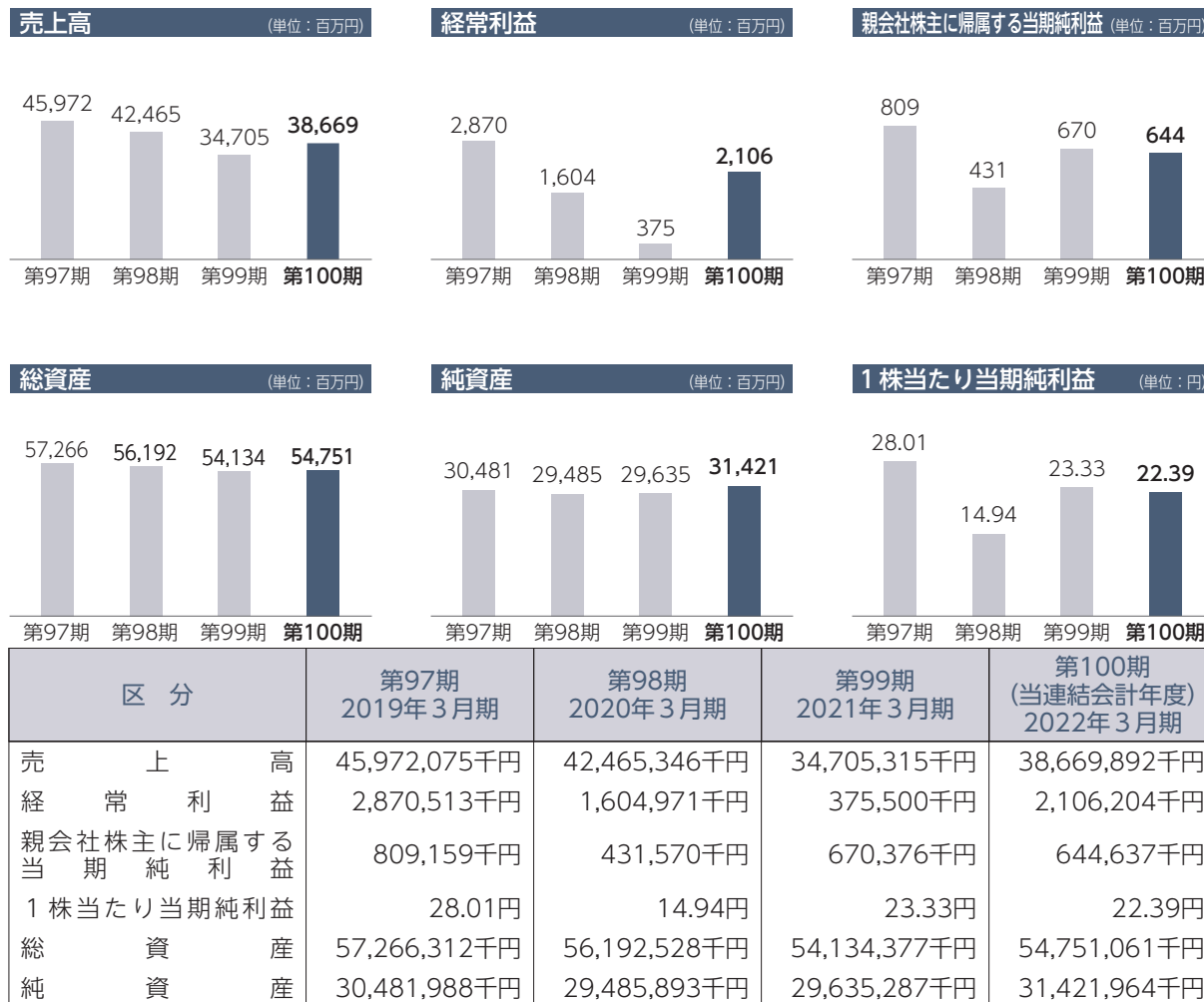
当社グループにおきましても、今現在は、内燃機関用部品を主力製品としていることから、大変な危機感をもって改革を鋭意進めております。しかしながら、この変革を厳しい危機という捉え方ではなく、新たなチャンスとして捉え、電動化やBEV化が進んでも「NITTAANブランド」を維持・発展させることができるよう、『NITTAANチャレンジ10』と銘打ち、2030年に向け、「連結売上高1000億円以上・連結営業利益100億円以上・連結営業利益率10%以上」を実現することを目標としたグローバル戦略を策定し、推進しております。「既存事業の付加価値追求」と「新規事業化や新商品化によるSDGs（持続可能な開発目標）への貢献」というふたつのビジョンを定め、グループ一体となってまい進しております。

今後、企業が存続、発展していくには、今まで以上に厳しく難しい課題が想定されますが、法令の遵守をはじめとしたコンプライアンスは元より、災害の未然防止に努め安全な職場づくりを進めてまいります。また、CO2の削減やエコ要素を取り入れた開発によって環境保全活動を推進し、CSR基盤を鍛えてまいります。そして、このように、当社グループは「歴史と伝統に鍛えられた技」と「新たな挑戦と創造で編み出した技」により、豊かな価値を提供し続けてまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援ご指導、そして、ご期待を賜りますようお願い申し上げます。

⑤ 財産及び損益の状況の推移

① 企業集団の財産及び損益の状況



- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数により算出しております。
 2. 当社グループのIFRS適用子会社は、第98期の期首よりIFRS第16号「リース」を適用しております。
 3. 当連結会計年度より「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を適用しており、当連結会計年度の財産及び損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の数値を記載しています。

② 当社の財産及び損益の状況

区 分	第97期 2019年3月期	第98期 2020年3月期	第99期 2021年3月期	第100期 (当期) 2022年3月期
売 上 高	27,060,678千円	24,453,861千円	18,594,128千円	19,695,234千円
経 常 利 益 又は 経 常 損 失 (△)	1,835,476千円	1,218,904千円	△167,660千円	1,359,212千円
当 期 純 利 益 又 は 当 期 純 損 失 (△)	△388,476千円	1,038,640千円	826,602千円	1,133,656千円
1 株 当 た り 当 期 純 利 益 又 は 当 期 純 損 失 (△)	△13.45円	35.96円	28.77円	39.38円
総 資 産	38,429,935千円	37,292,308千円	35,907,841千円	34,374,342千円
純 資 産	18,217,358千円	17,998,683千円	18,615,413千円	19,482,191千円

- (注) 1. 1株当たり当期純利益又は当期純損失(△)は、期中平均発行済株式総数により算出しております。
 2. 当連結会計年度より「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を適用しており、当連結会計年度の財産及び損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の数値を記載しています。

⑥ 重要な親会社及び子会社の状況（2022年3月31日現在）

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
U.S.エンジンバルブコーポレーション	30 米ドル	100.0 %	パートナーシップへの出資
PT.フェデラルニッタンインダストリーズ	17,744 百万ルピア	60.0	エンジンバルブ製造販売
ニッタンタイランドCo., Ltd.	200,000 千バーツ	63.9	エンジンバルブ製造販売
U.S.エンジンバルブ（パートナーシップ）	23,568 千米ドル	51.0 (51.0)	エンジンバルブ製造販売
台湾日鍛工業股份有限公司	91,083 千新台幣	51.0	エンジンバルブ製造販売
NIT TAN (B V I) C o., L t d.	50,000 米ドル	100.0 (100.0)	エンジンバルブ製造販売会社への出資
広州日鍛汽門有限公司	37,142 千人民元	100.0 (100.0)	エンジンバルブ製造販売
ニッタン・ユーロ・テック sp.z o.o.	32,745 千ズロチ	51.0	エンジンバルブ製造販売
ニッタンベトナムCo., Ltd.	200,064 百万ベトナムドン	75.0 (20.0)	エンジンバルブ製造販売
ニッタンインディアテック Pvt. Ltd.	2,160 百万インドルピー	100.0 (0.02)	エンジンバルブ製造販売
ニッタン・グローバル・テック株式会社	50,000 千円	51.0	グローバル展開のマネジメント
株式会社 S h u n e 3 6 5	250,000 千円	100.0	農作物の生産、加工、販売並びに輸出入
日照日鍛汽門有限公司	75,600 千人民元	51.0	エンジンバルブ製造販売

- (注) 1. U.S.エンジンバルブコーポレーションには上記資本金の他10,402千米ドルの資本準備金があります。
 2. ニッタン・ユーロ・テックsp.z o.o.には上記資本金の他29,980千ズロチの資本準備金があります。
 3. 「当社の出資比率」欄の（内書）は間接所有であります。
 4. 特定完全子会社に該当する子会社はありません。

③ その他

技術提携の主な相手先は米国のイトンコーポレーションであります。

⑦ 主要な事業内容 (2022年3月31日現在)

事業区分	事業内容
小型エンジンバルブ	乗用車・二輪車・トラック・バス・汎用製品等の小型エンジンバルブの製造販売、パートナーシップ(エンジンバルブ製造販売)への出資
船用部品	船舶用エンジンバルブ、汎用製品のエンジンバルブの製造販売
歯車	自動車・トラック・農業機械・建設機械・産業機械等の精密鍛造歯車の製造販売
PBW	自動車のオートマチックトランスミッション用部品の製造販売
その他	バルブリフター、ローラーロッカーアーム、工作機械、自動車用電磁式連続カム位相可変機構の製造販売、農作物の生産販売、ロイヤルティ

⑧ 主要な営業所及び工場 (2022年3月31日現在)

日 鍛 バ ル ブ 株 式 会 社	本 社：本社工場 神奈川県秦野市曾屋518番地 東京本社 東京都新宿区西新宿8丁目4番2号野村不動産西新宿ビル2F 営業所：中部営業所(愛知県名古屋市区) 広島営業所(広島市東区) 工 場：秦野本社工場(神奈川県秦野市) 堀山下工場(神奈川県秦野市) 山陽工場(山口県山陽小野田市)
U.S.エンジンバルブコーポレーション	米国 オハイオ州
U.S.エンジンバルブ(パートナーシップ)	米国 サウスカロライナ州
台湾日鍛工業股份有限公司	台湾 桃園市
PT.フェデラルニッタンインダストリーズ	インドネシア 西ジャワ州
ニ ッ タ ン タ イ ラ ン ド Co.,Ltd.	タイ チョンブリ県
N I T T A N (B V I) C o., L t d.	英領 ヴァージン諸島
広 州 日 鍛 汽 門 有 限 公 司	中国 広東省
ニッタン・ユーロ・テック sp.z o.o.	ポーランド シロンスク県
ニ ッ タ ン ベ ト ナ ム Co., Ltd.	ベトナム バクニン省
ニッタンインディアテック Pvt. Ltd.	インド アンドラプラディッシュ州
ニッタン・グローバル・テック株式会社	東京都新宿区
株 式 会 社 S h u n e 3 6 5	神奈川県秦野市
日 照 日 鍛 汽 門 有 限 公 司	中国 山東省

(注) 当社は、2022年4月1日付で株式会社N I T T A Nに商号変更しております。

⑨ 従業員の状況 (2022年3月31日現在)

従業員数	前期末比増減
2,542名	31名増加

- (注) 1. 従業員数は就業人員です。
2. 当社の従業員の状況は次のとおりであります。

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
704名	14名減少	43.4歳	18.6年

⑩ 主要な借入先 (2022年3月31日現在)

借入先	借入金残高
株式会社横浜銀行	3,456,000 千円
株式会社みずほ銀行	1,551,280
株式会社三菱UFJ銀行	1,101,950
三井住友信託銀行株式会社	350,665
明治安田生命保険相互会社	332,600
株式会社日本政策投資銀行	28,600

- (注) 主要な借入先は当社の状況について記載しております。

2 会社の株式に関する事項

- ① 発行可能株式総数 89,000,000株
 ② 発行済株式の総数 28,813,528株(自己株式165,332株を除く。)
 ③ 株主数 7,236名
 ④ 大株主(上位10名)

株主名	持株数 株	持株比率 %
イトンコーポレーション	5,017,660	17.41
K S D - K B	1,376,000	4.78
株式会社横浜銀行	1,302,525	4.52
岩谷産業株式会社	1,300,000	4.51
本田技研工業株式会社	1,233,690	4.28
日本パーカライジング株式会社	1,098,154	3.81
PHILLIP SECURITIES CLIENTS(RETAIL)	1,057,000	3.67
INTERACTIVE BROKERS LLC	538,000	1.87
株式会社シンニッタン	517,000	1.79
日鍛バルブ従業員持株会	504,701	1.75

- (注) 1. イトンコーポレーションは、所有する当社株式をザバンクオブニューヨークメロン140042(常任代理人株式会社みずほ銀行決済営業部)に信託しており、同社の名義で株主名簿に記載されております。
 2. K S D - K B(常任代理人シティバンク、エヌ・エイ東京支店)の実質保有者は、柳成企業株式会社(保有株式:869,000株)及び金龍機械株式会社(保有株式:507,000株)であります。
 3. PHILLIP SECURITIES CLIENTS(RETAIL)(常任代理人フィリップ証券株式会社)の実質保有者は、Siam Motors Parts Co., Ltd. であります。
 4. 当社従業員持株会の名称は、2022年4月1日付でNIT TAN従業員持株会へ変更しております。
 5. 持株比率は、自己株式(165,332株)を控除して計算しております。

⑤ 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

役員区分	株式数 株	交付対象者 名
取締役(社外取締役を除く。)	68,666	9

⑥ その他株式に関する重要な事項

当社は、2021年7月8日開催の取締役会において、取締役(社外取締役を除く)9名に対し譲渡制限付株式報酬として当社普通株式68,666株の自己株式の処分を行うことについて決議しております。

3 会社役員に関する事項

① 取締役及び監査役の氏名等

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
取締役社長 (代表取締役)	金原利道	
専務取締役	李太煥	経営企画部門担当
常務取締役	大野浩	CFO (チーフファイナンシャルオフィサー)・経理、総務、人事部 門担当兼グローバル・コンプライアンス責任者
取締役	井上文雄	購買、生産性革新部門担当
取締役	桧村雅人	品質保証、生産技術部門担当
取締役	安藤輝明	事業本部部門担当兼事業本部本部長
取締役	鈴木隆司	GMO (グローバルマネジメントオフィサー) 兼海外統括部門担当
取締役	栗原伸元	営業統括部門担当兼営業統括部部長兼第2営業部部長
取締役	高橋幸一	技術統括部門担当兼技術統括部統括部長
取締役	石垣和男	
取締役	熊平美香	株式会社エイテックマヒラ 代表取締役 一般財団法人クマヒラセキュリティ 財団代表理事 昭和女子大学ダイバーシティ推進機構キャリアカレッジ 学院長 一般社団法人21世紀学び研究所 代表理事 キュービー株式会社 社外監査役
取締役	富田祐史	日本イートン合同会社 社長 イートンフィルトレーション株式会社 代表取締役社長 イートン・エレクトリック・ジャパン株式会社 代表取締役社長 クーパー・インダストリーズ・ジャパン株式会社 代表取締役社長
取締役	徳永健二郎	日本イートン合同会社 ジャパン・カンントリー・コントローラー
監査役(常勤)	菊地浩二	
監査役	小関誠也	
監査役	山田章雄	山田章雄公認会計士事務所 ファイザーヘルスリサーチ振興財団 監事 楽天インシュアランスホールディングス株式会社 社外監査役 株式会社内田洋行 社外監査役
監査役	工藤光和	横浜振興株式会社 代表取締役

- (注) 1. 取締役石垣和男、熊平美香、富田祐史及び徳永健二郎の4氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 監査役山田章雄及び工藤光和の両氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 取締役高橋幸一、富田祐史及び徳永健二郎の3氏は、2021年6月25日開催の第99回定時株主総会において新たに選任され就任いたしました。
4. 取締役六浦満夫、木全紀之及び楊 博の3氏は、2021年6月25日開催の第99回定時株主総会終結の時をもって、辞任により取締役を退任いたしました。
5. 監査役山田章雄氏は、公認会計士であり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
6. 監査役工藤光和氏は、長きにわたり金融機関に在籍し、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
7. 取締役富田祐史及び徳永健二郎の両氏が兼職している日本イートン合同会社は、当社の発行済株式の17%を保有するイートンコーポレーションの子会社であります。
8. その他、役員が兼職している他の法人等と当社との間には、重要な関係はありません。
9. 取締役石垣和男及び熊平美香並びに監査役山田章雄及び工藤光和の4氏は、東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。
10. 取締役富田祐史氏は、2022年2月28日に取締役を辞任いたしました。なお、当該取締役の地位及び担当並びに重要な兼職の状況は、退任時の地位及び担当並びに重要な兼職の状況であります。

② 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定款に定めており、各社外取締役、各監査役及び各社外監査役との間で責任限定契約を締結しております。なお、会社法第423条第1項の責任につき、同法第425条第1項に規定する最低責任限度額をもって、損害賠償責任の限度としております。

③ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結し、当該保険契約により被保険者が負担することになる、被保険者が会社の役員としての業務につき行った行為に起因して、保険契約期間中に被保険者に対して損害賠償請求がなされたことにより被保険者が被る損害を填補することとしております。ただし、被保険者が法令に違反することを認識しながら行った行為に起因する損害は填補されない等、一定の免責事由があります。

当該役員等賠償責任保険契約の被保険者は当社取締役及び監査役並びに当社が採用する執行役員制度上の執行役員であり、すべての被保険者について、その保険料を特約部分も含めて全額当社が負担しております。

④ 取締役及び監査役の報酬等の額

① 取締役及び監査役の報酬等の支給人数及び支給総額

役員区分	報酬等の 総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)			対象となる 役員の員数 (人)
		固定報酬	業績連動 報酬等	譲渡制限付 株式報酬	
取締役 (うち社外取締役)	180,558 (12,000)	145,737 (12,000)	14,442 (一)	20,379 (一)	12 (2)
監査役 (うち社外監査役)	33,692 (9,600)	33,692 (9,600)	—	—	4 (2)
合 計	214,251	179,429	14,442	20,379	16

- (注) 1. 上記の取締役の支給人員には、2021年6月25日開催の第99回定時株主総会の終結の時をもって退任した取締役1名を含んでおります。
 2. 上記のほか、使用人兼務取締役の使用人給与13,755千円を支給しております。
 3. 上記の譲渡制限付株式報酬は、当事業年度中に費用計上した金額を記載しております。

② 業績連動報酬等に関する事項

取締役（社外取締役を除く。）に対し中期経営計画の目標達成を促すインセンティブを付与し、業績向上に対する意識やモチベーションを一層高め、持続的な企業価値向上を図るために、業績連動報酬等として賞与を支給しております。

中期経営計画との関連性を強化するという観点から連結営業利益及び親会社株主に帰属する当期純利益を業績指標とし、単年度における当該指標の達成度に応じた支給率の変動幅を設けております。また、各取締役（会長及び社長を除く。）の役割及び業績への意識・貢献をより強く動機づけるよう、MBO(Management by Objectives)を併用し、個別目標の達成度に応じた支給率の変動幅を設けております。

【業績指標に関する実績】

区 分	第97期 2019年3月期	第98期 2020年3月期	第99期 2021年3月期	第100期 2022年3月期
連結営業利益	2,561,740千円	1,337,983千円	18,808千円	1,963,707千円
親会社株主に帰属する 当期純利益	809,159千円	431,570千円	670,376千円	644,637千円

③ 非金銭報酬等の内容

取締役（社外取締役を除く。）に対し株価と連動する株式報酬を交付し、株主の皆様との価値共有を促進することで、企業価値の持続的向上を図ることとしております。

原則として毎年1回、当社役員報酬規程等にもとづき算出される金銭報酬債権を支給し、同債権額に応じて自己株式を割り当てる譲渡制限付株式を交付しております。交付する株式は、株主価値の共有を中長期にわたって実現するために株式交付日から取締役の地位を退任するまでの間、譲渡や担保権の設定等の処分ができないものとしております。

④ 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会決議による定めに関する事項

取締役及び監査役の報酬限度額は、2006年6月23日の第84回定時株主総会において、取締役が年額350,000千円以内（ただし、使用人給与は含まない。）監査役が年額50,000千円以内と決議いただいております。また、当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は8名、監査役の員数は4名（うち、社外監査役は2名）であります。

取締役（社外取締役を除く。）に支給する譲渡制限付株式報酬の総額は、2020年6月24日の第98回定時株主総会において、年額30,000千円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役（社外取締役は除く。）の員数は9名であります。

⑤ 取締役の個人別の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針

(ア) 決定方針の決定方法

当社は、2020年5月25日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容の決定に関する方針を含む当社の役員報酬制度に関する基本方針、「役員報酬ポリシー」を制定しております。

(イ) 決定方針の内容の概要

当社の役員報酬制度については、以下を基本方針としております。

- ・各取締役の目標や重視すべき業績指標を明確にし、中長期経営目標に対するモチベーションの向上を促す仕組みであること
- ・株価と連動する株式報酬を取締役に対して付与することで、中長期の持続的な成長を促し株主との利益共有を図ること
- ・各取締役の役割及び業績への貢献度の適正な反映を図ること
- ・今後の多角的な事業展開を見据えて優秀な人材を確保・維持できる報酬水準であること
- ・報酬制度および水準等については、報酬諮問委員会で妥当性を検証し客観性・透明性のある形で決定すること

(ウ) 報酬構成及び水準

当社の役員報酬は、職責等に応じた月額固定となる「固定報酬」、単年度の経営指標等に基づき変動する業績連動報酬としての「賞与」、株価との連動による長期インセンティブ報酬としての「株式報酬」から構成され、報酬水準は、当社の経営環境を考慮した上で、外部専門機関の客観的な報酬市場調査データによる同業他社や製造業の企業をピアグループとして水準を調査・分析を行い上記基本方針に沿って水準を設定しております。なお、社外取締役及び監査役については、その職務の性質等に鑑み、固定報酬のみで構成しております。

(エ) 取締役の個人別の報酬等の決定方法

各取締役の報酬額の決定は、プロセスの透明性・客観性を担保するために、取締役3名以上で目付半数以上が独立社外取締役で構成される報酬諮問委員会が、代表取締役社長の策定した個別支給額及び評価等を含む報酬原案に対し審議を行い、独立社外取締役である報酬諮問委員会委員長が取締役会に助言及び提言を行っております。取締役会は、同委員会の助言及び提言を十分に尊重し決定するものとしております。なお同委員会は、役員報酬制度の構築及び改定の審議を行い、各取締役に対する評価や固定報酬、業績連動報酬等や譲渡制限付株式報酬（金銭報酬債権額）の支給額の妥当性について審議を行っております。

また、取締役会の決定で、取締役の個別支給額の配分を同委員会の助言及び提言を十分に尊重することを条件に代表取締役社長へ一任することができることとしております。なお、同委員会の助言及び提言と異なる配分を行った場合は、代表取締役社長は取締役会へ、その旨及び理由を報告することとしております。

⑥ 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

当事業年度におきましては、固定報酬、業績連動報酬等及び譲渡制限付株式報酬（金銭報酬債権額）について、取締役会において代表取締役社長金原利道に個人別の報酬等の具体的な内容の決定を委任する旨の決議を行い、代表取締役社長において決定を行っております。代表取締役社長に委任をした理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の担当領域や職責の評価を行うには代表取締役社長が最も適しているためです。なお、決定した内容については報酬諮問委員会の審議を経ており、同委員会の助言及び提言の内容に従っていることから、取締役会は当該内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

⑤ 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職に関する事項

社外役員の重要な兼職につきましては、31頁「①取締役及び監査役の氏名等」に記載のとおりであります。当社は、いずれの会社とも特別な関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

氏名	区分	取締役会 出席状況	監査役会 出席状況	主な活動状況
石垣 和男	取締役	14回中14回 (100%)	—	長きにわたり培った企業経営に関する豊富な経験・知見から発言を行い、議論を深めることに大いに貢献しました。また当事業年度は、指名諮問委員会の委員長(2回中2回に出席)及び報酬諮問委員会の委員長(4回中4回に出席)を務め、役員体制や役員報酬制度に関する議論に貢献したほか、両委員会の委員長として取締役会に助言及び提言を行いました。
熊平 美香	取締役	14回中12回 (85.7%)	—	長きにわたり培った企業経営に関する豊富な知識・知見から発言を行い、議論を深めることに大いに貢献しました。また当事業年度は、指名諮問委員会の委員(2回中2回に出席)及び報酬諮問委員会の委員(4回中4回に出席)を務め、役員体制や役員報酬制度に関する議論に貢献しています。
富田 祐史	取締役	10回中10回 (100%)	—	長きにわたり自動車業界におけるグローバルビジネスに携わり、同業界に関する高い知見と豊富な経験から発言を行い、議論を深めることに大いに貢献しました。また多国籍企業の出身者として、グローバルな視点による当社のグループ企業経営やガバナンス機能の強化に関して重要な役割を果たしております。
徳永 健二郎	取締役	11回中10回 (90.9%)	—	長きにわたり日系グローバル企業や外資系企業の財務部門に在籍し、同部門の責任者として蓄積してきた会計やファイナンスに関する高い知見と豊富な経験から発言を行い、議論を深めることに大いに貢献しました。また多国籍企業の出身者として、グローバルな視点によるグループ企業経営やガバナンス機能の強化に関して重要な役割を果たしております。
山田 章雄	監査役	14回中14回 (100%)	13回中13回 (100%)	長きにわたり公認会計士として培った幅広い知見・見識及び豊富な経験から発言を行い、議論を深めることに大いに貢献しました。また、代表取締役社長との定期的な会合にも出席し意見を述べました。
工藤 光和	監査役	14回中14回 (100%)	13回中13回 (100%)	長きにわたり在籍していた金融機関において培った幅広い知見・見識及び豊富な経験から発言を行い、議論を深めることに大いに貢献しました。また、代表取締役社長との定期的な会合にも出席し意見を述べました。

- (注) 1. 取締役富田祐史氏は、2021年6月25日就任後から2022年2月28日の辞任までの活動状況を記載しております。
2. 取締役徳永健二郎氏は、2021年6月25日就任後の活動状況を記載しております。

4 会計監査人の状況

① 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

② 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額

49,000千円

② 当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

49,000千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区別しておりませんので、①の金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を含めております。
2. 当社監査役会は、過年度の監査計画と実績の状況を確認するとともに、監査時間及び監査報酬の推移を確認し、当該事業年度の監査時間及び報酬額の見積もりの妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行いました。
3. 当社の重要な子会社のうち、PT.フェデラルニッタンインダストリーズ、ニッタンタイランド Co.,Ltd.、U.S.エンジンバルブ (パートナーシップ)、台湾日鍛工業股份有限公司、広州日鍛汽門有限公司、NITTAN (BVI) Co.,Ltd.、ニッタン・ユーロ・テック sp.z o.o.、ニッタンベトナムCo., Ltd.及びニッタンインディアテック Pvt. Ltd.、日照日鍛汽門有限公司は、当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人の監査を受けております。

③ 非監査業務の内容

当社は会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の監査証明業務以外の業務を委託しておりません。

④ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等その他必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

5 会社の体制及び方針

当社は、会社法及び会社法施行規則に定める「業務の適正を確保するための体制」について取締役会において決議しております。その概要は以下のとおりであります。

① 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

① 当社及び当社の子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令、定款に適合することを確保するための体制

当社は、法令遵守を企業活動の根幹と位置づけ、経営理念、日鍛グループ・グローバル行動規範、企業行動規範、グローバル・コンプライアンス・プログラムの精神及び具体的内容を当社及び当社グループ各社に周知、徹底する。当社は、金融商品取引法に基づく財務報告の信頼性の確保及び会社法に準拠するための内部統制推進体制を構築し、その運用及び評価を実施する。また反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で組織的に対応する体制を構築する。

② 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理並びに当社の子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

当社は、株主総会議事録及び取締役会議事録等の法定文書のほか、職務執行に係わる情報が記載された記録（電磁的記録を含む）を関連資料とともに文書管理規程その他社内規程に従い、適切に保存し、管理する。

当社は、当社グループ各社の取締役会に対し、法定事項に加え、当社及び当社グループ各社に重大な影響を及ぼす事項について報告するよう指示を行うことにより速やかに報告する体制を整備する。

③ 当社及び当社の子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、ガバナンス規程に基づくガバナンス委員会、グループ内部通報制度規程に基づくホットライン及び内部監査規程に基づく内部監査を通じ、当社及び当社グループ各社の損失の危険を未然に予防し、リスクの最小化を図る。

④ 当社及び当社の子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、取締役会規程、常務会規程及び稟議規程により当社の権限委譲及び意思決定のルールを定め、業務を効率的に実施する。また当社は、各部門、当社グループ各社に対して、経営計画策定規程及び方針管理規程に基づき、経営目標に沿った方針、計画の策定及び管理を行い、グループ全体における業務の効率化を実現する。

- ⑤ 当該監査役設置会社の監査役がその職務を補助すべき使用人に関する事項
監査役は、必要に応じ、監査業務を補助すべき使用人を置くことを当社に求めること及び当社の使用人に対し監査業務に必要な事項を命令することができるものとする。監査役の監査業務を補助する使用人及び監査役より監査業務に必要な命令を受けた使用人は、その業務の遂行又は監査役の命令に関して、取締役又は部門長等の指揮命令を受けないものとする。また監査役の監査業務を補助する使用人の人事事項（異動、評価及び懲戒等）については、監査役との事前協議を要するものとする。
- ⑥ 次に掲げる体制その他の当該監査役設置会社の監査役への報告に関する体制
- イ. 当該監査役設置会社の取締役及び会計参与並びに使用人が当該監査役設置会社の監査役に報告するための体制
- ロ. 当該監査役設置会社の子会社の取締役等及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当該監査役設置会社の監査役に報告するための体制
当社は、監査役会に対し、当社及び当社グループ各社における法定事項に加え、当社及び当社グループ各社に重大な影響を及ぼす事項、当社及び当社グループ各社における内部監査の実施状況、当社及び当社グループ各社において各社の内部通報制度に基づくホットラインにより通報された重大な事項について速やかに報告する体制を整備する。
報告の方法については、監査役との協議により決定するものとする。但し、監査役は、必要に応じて、いつでも当社及び当社グループ各社の取締役及び使用人に対して報告を求めることができるものとする。また当社グループ各社のコンプライアンスの状況等に関し、当社グループ各社の監査役又はその報告を受けた者が定期的に監査役に報告する体制を整備する。
- ⑦ 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
当社は、監査役へ報告を行った者に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行なうことを禁止し、その旨を周知徹底する。またグループ内部通報制度規程において、ホットラインにより通報した者に対する不利な取扱いの禁止を規定する。
- ⑧ 当該監査役設置会社の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
監査役が監査業務にかかる諸費用を当社に請求した場合は、当該費用が監査業務に必要なと認められた場合を除き、その費用を負担する。また当社は、監査業務にかかる費用を支弁するため、必要に応じ、一定額の予算を確保するものとする。
- ⑨ その他当該監査役設置会社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
当社の取締役会は、監査役会の監査業務が適切に、かつ効果的に行われるために、監査役会と定期的に情報を交換する。

② 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

① 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社グループにおけるリスク管理体制の強化を目的とした「ガバナンス委員会」が主体となり、重要なリスクへの対策を強化し、実効性のある管理体制の推進に取り組みました。

また、当社グループの全役員及び従業員に適用する「日鍛グループ・グローバル行動規範」につき、当社及び当社グループ各社での教育実施による周知と浸透を図っております。

当社グループ各社からの報告体制につきましては、グローバル・コンプライアンスプログラムに準拠した「ガバナンス規程」に基づき、予め定められた報告事項の内容について検討を加え、着実に実施してまいりました。

さらに、企業集団において、「グループ内部通報制度規程」に基づくホットライン等によりコンプライアンス違反等の報告が当社に対してなされたとき、当社グループとして迅速な対応を図ることができるように推進してまいりました。その際、グループ内部通報制度の利用者が不利益な処遇を受けることのないように、徹底いたしました。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役会議事録及びその関連資料について、関連規程に基づき、適正に保存、管理されております。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社ではBCM（事業継続マネジメント）基本方針及び大規模地震等を想定した事業継続計画を定めております。当該事業計画の想定される災害の範囲を上げながら対応する訓練及び情報収集を進め、事業継続マネジメントの水準を上げてまいります。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

コンプライアンス関連規程の周知活動は、ガバナンス委員会のグローバル事務局が実施しております。また、新入社員及び中途入社社員のコンプライアンス教育を実施し、一般従業員の教育として、部門別教育を実施しております。

⑤ 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他監査役への報告に関する体制

「グループ内部通報制度規程」に基づき、通報窓口を社内、社外（法律事務所）に設置しております。通報窓口は、遅滞なく取締役及び監査役に報告する体制を構築し、実施しております。

(注)2022年4月1日付で本項記載の「日鍛グループ・グローバル行動規範」は「N I T T A Nグループ・グローバル行動規範」へ改称しております。

(注) 本事業報告中の記載金額及び株式数は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2022年3月31日現在)

(単位 千円)

資産の部		負債の部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	22,274,182	流動負債	11,913,855
現金及び預金	6,309,524	支払手形及び買掛金	3,091,726
受取手形及び売掛金	7,448,478	短期借入金	5,000,493
棚卸資産	7,503,047	1年以内償還社債	84,000
その他	1,015,169	未払法人税等	282,112
貸倒引当金	△ 2,037	賞与引当金	345,432
		役員賞与引当金	14,442
		その他	3,095,648
固定資産	32,476,879	固定負債	11,415,241
有形固定資産	24,647,494	社債	222,000
建物及び構築物	7,069,628	長期借入金	5,588,681
機械装置及び運搬具	14,357,017	繰延税金負債	1,683,204
土地	1,114,876	退職給付に係る負債	3,641,510
建設仮勘定	1,552,964	その他	279,844
その他	553,008	負債合計	23,329,097
無形固定資産	602,541	純資産の部	
投資その他の資産	7,226,843	株主資本	22,529,017
投資有価証券	6,340,148	資本金	4,530,543
出資金	140,173	資本剰余金	4,493,732
長期貸付金	37,874	利益剰余金	13,554,006
繰延税金資産	489,137	自己株式	△49,264
その他	242,591	その他の包括利益累計額	1,397,959
貸倒引当金	△ 23,083	その他有価証券評価差額金	2,395,613
資産合計	54,751,061	繰延ヘッジ損益	351
		為替換算調整勘定	△ 783,564
		退職給付に係る調整累計額	△ 214,441
		非支配株主持分	7,494,987
		純資産合計	31,421,964
		負債及び純資産合計	54,751,061

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)

(単位 千円)

科 目	金	額
売上高		38,669,892
売上原価		32,841,052
売上総利益		5,828,840
販売費及び一般管理費		3,865,132
営業利益		1,963,707
営業外収益		358,825
受取利息配当金	189,294	
為替差益	21,434	
持分法投資利益	22,551	
その他	125,544	
営業外費用		216,328
支払利息	182,158	
その他	34,169	
経常利益		2,106,204
特別利益		6,854
固定資産売却益	6,804	
投資有価証券売却益	50	
特別損失		85,116
固定資産除売却損	60,414	
減損損失	24,701	
税金等調整前当期純利益		2,027,943
法人税、住民税及び事業税	600,175	
法人税等調整額	119,304	719,479
当期純利益		1,308,463
非支配株主に帰属する当期純利益		663,826
親会社株主に帰属する当期純利益		644,637

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)

(単位 千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
2021年4月1日残高	4,530,543	4,493,732	13,169,002	△69,647	22,123,630
会計方針の変更による累積的影響額			△313		△313
会計方針の変更を反映した当期首残高	4,530,543	4,493,732	13,168,689	△69,647	22,123,317
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△259,048		△259,048
親会社株主に帰属する当期純利益			644,637		644,637
譲渡制限付株式報酬			△271	20,459	20,187
自己株式の取得				△76	△76
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	—	—	385,316	20,383	405,700
2022年3月31日残高	4,530,543	4,493,732	13,554,006	△49,264	22,529,017

(単位 千円)

	その他の包括利益累計額				非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額		
2021年4月1日残高	2,424,179	△1,102	△1,822,044	△147,572	7,058,196	29,635,287
会計方針の変更による累積的影響額						△313
会計方針の変更を反映した当期首残高	2,424,179	△1,102	△1,822,044	△147,572	7,058,196	29,634,974
連結会計年度中の変動額						
剰余金の配当						△259,048
親会社株主に帰属する当期純利益						644,637
譲渡制限付株式報酬						20,187
自己株式の取得						△76
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	△28,565	1,454	1,038,479	△66,868	436,790	1,381,289
連結会計年度中の変動額合計	△28,565	1,454	1,038,479	△66,868	436,790	1,786,990
2022年3月31日残高	2,395,613	351	△783,564	△214,441	7,494,987	31,421,964

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

計算書類

貸借対照表 (2022年3月31日現在)

(単位 千円)

資産の部		負債の部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	11,219,176	流動負債	6,159,959
現金及び預金	1,328,687	支払手形	196,084
受取手形	1,032,154	買掛金	1,729,313
売掛金	3,673,241	短期借入金	320,000
製品	1,604,503	1年以内返済予定の長期借入金	1,946,655
原材料	633,706	1年以内償還社債	84,000
仕掛品	879,195	未払法人税等	55,689
貯蔵品	649,291	未払費用	641,796
未収入金	1,229,598	未払金	599,130
その他流動資産	188,798	設備支払手形	36,653
固定資産	23,155,165	賞与引当金	345,096
有形固定資産	11,277,572	役員賞与引当金	14,442
建物	4,259,597	リース債務	23,130
構築物	184,341	その他流動負債	167,966
機械及び装置	5,522,691	固定負債	8,732,191
車輛運搬具	9,273	社債	222,000
工具器具備品	129,652	長期借入金	4,554,440
土地	886,819	繰延税金負債	692,362
リース資産	54,578	退職給付引当金	3,036,453
建設仮勘定	230,616	リース債務	36,489
無形固定資産	56,746	資産除去債務	2,500
電話加入権	6,468	関係会社事業損失引当金	187,946
ソフトウェア	50,278	負債合計	14,892,150
投資その他の資産	11,820,846	純資産の部	
投資有価証券	4,731,262	株主資本	17,087,033
関係会社株式	5,648,017	資本金	4,530,543
出資金	930	資本剰余金	4,506,156
関係会社出資金	1,190,897	資本準備金	4,506,156
長期貸付金	164,711	利益剰余金	8,099,598
その他投資	87,677	利益準備金	433,000
貸倒引当金	△2,650	その他利益剰余金	7,666,598
資産合計	34,374,342	固定資産圧縮積立金	152,574
		配当準備積立金	120,000
		研究開発積立金	750,000
		別途積立金	716,000
		繰越利益剰余金	5,928,024
		自己株式	△49,264
		評価・換算差額等	2,395,158
		その他有価証券評価差額金	2,395,158
		純資産合計	19,482,191
		負債及び純資産合計	34,374,342

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)

(単位 千円)

科 目	金 額	
売上高		19,695,234
売上原価		18,244,829
売上総利益		1,450,405
販売費及び一般管理費		1,730,472
営業損失		△280,067
営業外収益		1,771,303
受取利息配当金	1,586,474	
その他	184,828	
営業外費用		132,023
支払利息	56,433	
支払手数料	824	
為替差損	1,672	
その他	73,092	
経常利益		1,359,212
特別利益		50
投資有価証券売却益	50	
特別損失		86,928
固定資産除売却損	19,687	
減損損失	24,701	
関係会社株式評価損	42,539	
税引前当期純利益		1,272,335
法人税、住民税及び事業税	157,809	
法人税等調整額	△19,130	138,678
当期純利益		1,133,656

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)

(単位 千円)

	株 主 資 本					株主資本 合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金		自己株式	
		資本準備金	利益準備金	その他利益 剰余金(注)		
2021年4月1日残高	4,530,543	4,506,156	433,000	6,792,576	△69,647	16,192,627
会計方針の変更による累 積的影響額				△313		△313
会計方針の変更を反映した当期首残高	4,530,543	4,506,156	433,000	6,792,263	△69,647	16,192,314
事業年度中の変動額						
剰余金の配当				△259,048		△259,048
固定資産圧縮 積立金の取崩				—		—
当期純利益				1,133,656		1,133,656
譲渡制限付株式報酬				△271	20,459	20,187
自己株式の取得					△76	△76
株主資本以外の項目の事 業年度中の変動額(純額)						
事業年度中の変動額合計	—	—	—	874,335	20,383	894,719
2022年3月31日残高	4,530,543	4,506,156	433,000	7,666,598	△49,264	17,087,033

(単位 千円)

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計	
2021年4月1日残高	2,423,888	△1,102	2,422,785	18,615,413
会計方針の変更による累積的影響額				△313
会計方針の変更を反映した当期首残高	2,423,888	△1,102	2,422,785	18,615,099
事業年度中の変動額				
剰余金の配当				△259,048
固定資産圧縮積立金の取崩				—
当期純利益				1,133,656
譲渡制限付株式報酬				20,187
自己株式の取得				△76
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)	△28,729	1,102	△27,627	△27,627
事業年度中の変動額合計	△28,729	1,102	△27,627	867,092
2022年3月31日残高	2,395,158	—	2,395,158	19,482,191

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

(注) その他利益剰余金の内訳

(単位 千円)

	固定資産 圧縮積立金	配当準備 積立金	研究開発 積立金	別途積立金	繰越利益 剰余金	合計
2021年4月1日残高	163,606	120,000	750,000	716,000	5,042,970	6,792,576
会計方針の変更による累積的影響額					△313	△313
会計方針の変更を反映した当期首残高	163,606	120,000	750,000	716,000	5,042,656	6,792,263
事業年度中の変動額						
剰余金の配当					△259,048	△259,048
固定資産圧縮積立金の取崩	△11,031				11,031	—
当期純利益					1,133,656	1,133,656
譲渡制限付株式報酬					△271	△271
事業年度中の変動額合計	△11,031	—	—	—	885,367	874,335
2022年3月31日残高	152,574	120,000	750,000	716,000	5,928,024	7,666,598

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2022年5月19日

株式会社N I T T A N
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 吉田 雅彦

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 石田 勝也

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社N I T T A N（旧会社名 日鍛バルブ株式会社）の2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社N I T T A N（旧会社名 日鍛バルブ株式会社）及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2022年5月19日

株式会社N I T T A N
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 吉田 雅彦

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 石田 勝也

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社N I T T A N（旧会社名 日鍛バルブ株式会社）の2021年4月1日から2022年3月31日までの第100期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書 謄本

監査報告書

当監査役会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第100期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び内部監査部門等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、監査上の主要な検討事項については、会計監査人と協議を行うとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

法令遵守の徹底について適切な対応が取られていることを確認しております。今後も諸施策の継続実施状況を確認するとともに、ガバナンスの強化や内部統制の充実への取組みについて注視してまいります。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人であるEY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人であるEY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月20日

株式会社N I T T A N 監査役会

常勤監査役	菊地浩二	Ⓜ
監査役	小関誠也	Ⓜ
社外監査役	山田章雄	Ⓜ
社外監査役	工藤光和	Ⓜ

以上

株主総会会場ご案内図

会場 神奈川県秦野市曾屋518番地
株式会社NITTAN 本社工場 大会議室
電話 0463-82-1311



交通機関のご案内

電車：小田急電鉄小田原線「秦野駅」下車 北口より路線バス利用

路線バス：秦野駅北口3番バス乗場より

神奈川中央交通

秦11系統「高砂車庫前」行（富士見橋経由）乗車

「高砂車庫前」下車（乗車時間約15分）徒歩約1分

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）に関するお知らせ

新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、株主様の安全確保及び感染拡大防止のために、株主様には可能な限り書面または電磁的方法による議決権の事前行使をお願い申し上げるとともに、株主総会にご出席される株主様は、マスク着用などの対策のご検討をお願い申し上げます。また、株主総会会場において、感染予防のための措置を講じる場合がありますので、ご協力くださいますようお願い申し上げます。

UD
FONT

見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。